

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改訂を行った内容も含む（最新改訂 令和7年11月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和6年7月制定】 部分改訂を行った内容も含む（最新改訂 令和8年7月） ☒ 水道施設設計業務委託標準仕様書2010（日本水道協会） ☒ その他（水道施設設計指針2024 （公社）日本水道協会、 水道施設耐震工法指針・解説2022 （公社）日本水道協会）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 ☐ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☒ 成果の提出については、志摩市電子納品運用マニュアル(令和8年4月1日)によるものとする。 ☒ 本業務における成果品の提出部数は、（ ☐ 2部 ☒ (1) 部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果品あり。（ ） ☒ 検査用として成果品の印刷物（A 4 版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ その他（ ）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（ ） ☒ その他（毎月末の履行状況報告を作成し、速やかに監督職員に提出すること。）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☒ 下記の者 ☐ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門（上水道及び工業用水道科目） ☐ 部門・科目を問わない） ☐ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☐ R C C Mの資格保持者 （ ☐ 上水道及び工業水道部門 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
管理技術者の その他要件	☐ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市水道事業

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
照査技術者の要件	照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者 ）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門（上水道及び工業用水道科目） ☐ 部門・科目を問わない ） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 上水道及び工業水道部門 ☐ 部門を問わない ） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ ）
照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☒ 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（令和4年3月版）一部適用） ☐ その他（ ）
キ 打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打ち合わせ回数は 1回 ☐ 中間打ち合わせについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 設計業務着手時 ☐ 中間打合せ 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む） ）の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （既設配管図） ☐

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市水道事業

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	☒ 業務条件は下記のとおりとする。 （追加特記仕様書のとおり） ☒ 設計変更を行う際には、設計業務等変更ガイドライン（三重県県土整備部令和4年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
コ その他	☒ 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
	☒ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督職員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。
	☒ 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について （1）受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 （2）（1）により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 （3）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
	☒ 業務期間中の関係機関との協議については協力を行うこと。
	☐

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市水道事業

重要給水施設配水管布設替設計業務委託（文中通学本線他） 特記仕様書

I. 業務の目的

本業務は、志摩市阿児町地内における配水管布設替の詳細設計であり、図面・各種数量計算書等の設計図書及び発注用の仕様書等を作成するものである。

また、工事中の施工を想定し、安全に効率よく工事施工ができるように施工計画等の検討も行うこと。

II. 業務内容

1. 概 要

本業務の内容は下記のとおりとする。

① 設計業務

・布設替詳細設計 $\phi 350\text{mm}$ $L=670\text{m}$ 、 $\phi 150\text{mm}$ $L=550\text{m}$

2. 設 計

- 1) 重要給水施設への配水管($\phi 350$, $\phi 150$)の布設替詳細設計である。
- 2) 詳細設計については、施工性、安全性、経済性の観点から総合的に判断して、埋設位置や仮設工法等を選定すること。また、工事による交通の影響等も十分に考慮すること。
- 3) 詳細設計には、土工、道路付属物、舗装の撤去・復旧等の布設工事に必要となる工種を含む。
- 4) 地下埋設物調査及び地質調査資料等については、各関係機関の成果品等資料を借用して設計業務に用いること。
- 5) 必要に応じて発注者が行う関係機関(国、県、各施設管理者、地元自治会、警察など)との打ち合わせに協力すること。

III. 納入成果品

納入成果品は下記のとおりとする

・設計業務成果概要書	1 部
・報告書	1 部
・各種設計図	1 部
・各種計算書	1 部
・概算工事費	1 部
・打合せ等協議記録簿	1 式
・その他協議の上必要と認められた資料	1 式
・上記の電子データ（CD-R等）	1 部